④ 未成年への留意点

未成年の飲酒・喫煙は法律に反します。大学の判断により罰則を科される可能性があります

⑤ 学外での行動について

公共の場所での集団行動(エールや胴上げ等)は、周囲に配慮するように注意をすること

⑥ クラブ内での不祥事発生時の対応

クラブ内で不祥事が発生した場合は、即刻、学生部へ報告のこと

※報告が無い場合、大学として対応しません

4. ドーピング及び禁止薬物等の使用について

ドービングとは競技能力を増幅させる可能性がある手段(薬物あるいは方法)を不正に使用することであり、 スポーツの基本的理念であるフェアプレーに反する行為です。

覚醒剤や麻薬等の使用禁止は刑法によって定められています。

5. 飲酒について

「未成年飲酒禁止法」により、未成年の飲酒は禁止されています。また、「酒に酔って公衆に迷惑をかける 行為の防止等に関する法律」で過度の飲酒は制限されています。甲南大学では、未成年が同席する宴席等での 飲酒を禁止しています。さらに、未成年が参加していない場合でも、「飲酒の強要」や「イッキ飲み」などを認 めていません。アルコール分解能力には個人差があるので、飲めない体質の人に無理に勧めることや酔いつぶ すことを意図した飲み会は、傷害行為にあたることもあります。

各クラブの指導者・幹部は目をくばり、トラブルのない宴会を心掛けてください。

6. 暴力行為防止・ハラスメント防止について

スポーツの特性の一つは、人と人との競争にあり、その競う姿が人々をスポーツに引き付けています。競技に勝つことがスポーツの持つ楽しさであり、喜びでもあります。しかし、勝つための努力のバランスが崩れると「暴力」や「いじめ」などの問題が発生することになります。体育会のように絶対的な上下関係がある集団では「暴力」や「いじめ」などのハラスメントが一般社会以上に生じやすい環境にあります。厳しい指導や訓練が精神面の強化にとって有効な場合もあるため、ハラスメントの判断が非常に難しくなることは事実です。しかし指導や練習の名のもとに、憂さ晴らしの行為や感情的な言動が許されてはなりません。もし、教育的観点から行われた指導でも、行き過ぎると相手の人格を傷つける場合もあります。

<暴力行為・ハラスメントを起こさないために>

上の地位に立つものは、自分がかつて置かれていた立場を振り返って行動することが肝要です。

「過去から行われてきた習慣だから」「学生だから許される」といった不合理な考えは捨てて、皆が快適に過ごせる活動を心がけることが重要です。

以下、公益財団法人 日本体育協会 指導者育成専門委員会の「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」です。ご参照ください。

http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/rinri gidelines.pdf

【検索キーワード⇒ 日本体育協会 倫理ガイドライン 】